

# 保管場所標章廃止のお知らせ

令和7年4月1日以降、  
保管場所標章が廃止となります。

手数料は、

- 普通車(保管場所証明申請) 2,110円
  - 軽四(軽自動車の届出) 手数料不要
  - 保管場所の変更届出 手数料不要
- となり、**保管場所標章の交付がなくなります。**



## 普通車の保管場所証明申請

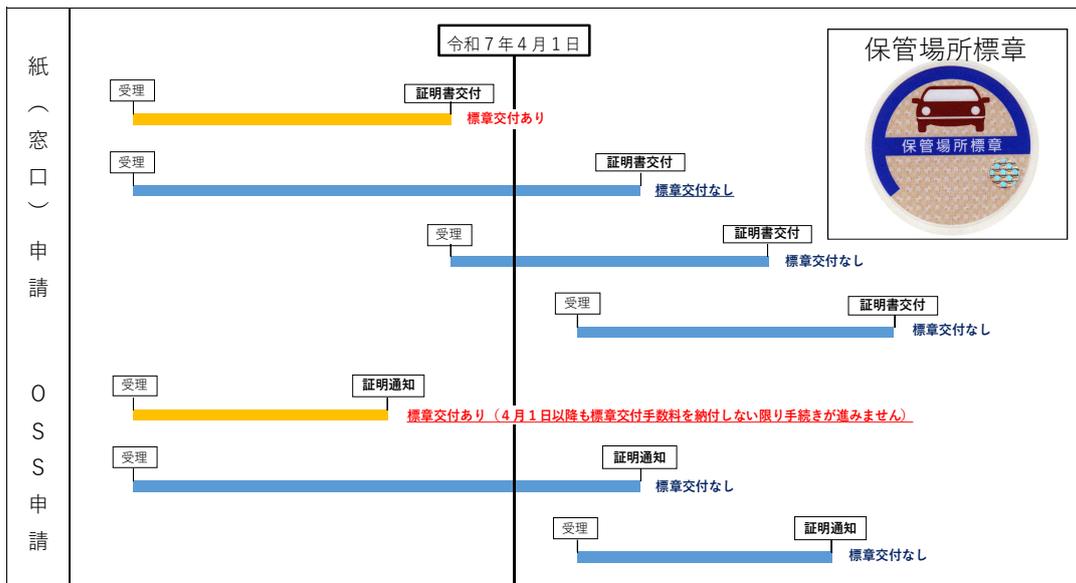
	令和7年3月31日まで	令和7年4月1日以降
普通車（保管場所証明申請）	証明書申請手数料 → 2 1 1 0 円 標章交付手数料 → 6 1 0 円	証明書申請手数料 → 2 1 1 0 円 標章交付手数料 → <b>不要</b>

## 軽自動車の保管場所届出、普通車・軽四の保管場所の変更届出

	令和7年3月31日まで	令和7年4月1日以降
軽四（軽自動車の届出）	標章交付手数料 → 6 1 0 円	標章交付手数料 → <b>不要</b>
保管場所の変更届出	標章交付手数料 → 6 1 0 円	標章交付手数料 → <b>不要</b>

【保管場所法第6条で規定する標章の交付時期】 標章の交付時期

- 紙(窓口)での保管場所証明申請 ~ 政令で定める書面(保管場所証明通知)を交付したとき
- OSSでの保管場所証明申請 ~ 政令で定める通知(証明通知)を行ったとき
- 保管場所届出(変更届出を含む) ~ 届出を受理したとき



※保管場所届出は受理日が4月1日より前かそれ以降かで判断します

**保管場所標章は廃止されますが、保管場所制度は存続しますので、引き続き適正な保管場所の確保をよろしくお願ひします。**